

揚貨装置の運転(操作)の資格(免許)について

今般、漁船事故に関連し労働基準監督署から標記資格(免許)について組合員へ指導するよう連絡を受けました。資格を所持せずに操作していた場合、労働安全衛生法により操作させた者に懲役6ヶ月又は50万円以下の罰金が科せられます。

揚貨装置とは船舶に設置・配備されたクレーン(※1)やデリック(※2)の事をいい、船から陸へあるいは陸から船への荷役作業に用いられる機械のことをいいます。これらを運転(操作)には『揚貨装置運転士免許』(※3)又は『揚貨装置運転特別教育』(※4)を受講する必要があります。同様の作業を行うクレーンであっても陸上に設置・配置されたものは揚貨装置には含まれません。揚貨装置とはあくまで船舶に設置されたものを指し、資格を別にしている理由として、船舶は陸上と異なりバランス操作を誤ると足場である船舶自体が転覆する危険性があることが挙げられます。

多くの漁業者は『小型移動式クレーン運転』、『床上操作式クレーン運転』、『玉掛け等の技能講習』を修了していることから資格(免許)は必要ないと勘違いしていると考えられます。上記で説明したとおり船舶に設置・配備されたクレーンは別物で操作することはできません。

- ※1 クレーン：油圧シリンダーやワイヤーなどを使って荷物を持ち上げるブームを操るものをいう。
- ※2 デリック：原動機によってワイヤーをウインチで操作するものをいう。
- ※3 揚貨装置運転士免許：制限荷重5t以上を含め全ての揚貨装置の運転・操作が可能
- ※4 揚貨装置運転特別教育：制限荷重5t未満の揚貨装置の運転・操作が可能